

# 水産加工公開実験棟の加工機器を使用した試作試験について

令和6年4月1日

水産加工開発チーム

当センター水産加工公開実験棟の加工機器は、県の業務を妨げない範囲で、商品開発などを目的とした試作試験のために皆さまが使用できることとしています。機器の使用をご検討の方は、下記をご確認のうえ、当チームまでお問い合わせください。

## 1. 使用許可の対象者

- (1) 宮城県内に本社又は事業所等を有する水産加工業者、漁業者及び水産関係団体
- (2) 宮城県内に本社又は事業所等を有する食品関連事業者
- (3) 大学及び公設試験研究機関
- (4) その他所長が認めたもの  
食用生産物の加工・販売を目指す県内の農業・林業生産者、食品加工を行う県内の団体、水産物を由来とする飼料・肥料を生産する県内の法人、新たに水産加工業を営もうとする県内の個人・法人、研究機関以外の県の機関、研究機関以外の国・市・町・村の機関 など

## 2. 使用できる日時

月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで。

- ※ 土曜日、日曜日、祝日など、県の休日は使用できません。
- ※ 上記の時間には、準備、清掃の時間も含まれます。
- ※ 職員が不在のため使用できない場合があります。
- ※ 土・日・祝日を含まない最大5日間に限り、加工機器の連続使用が認められます。

## 3. 使用許可申請の方法

- ・ あらかじめ当チーム職員と日程などを調整した上で、「使用許可申請書」を提出してください。
  - ※ 使用許可申請書は、郵送、持参によるほか、電子メール、ファクシミリでの提出も可能です。
- ・ 使用許可申請書の備考欄には、①試作品の具体的内容、②持ち込む材料と数量、③試作品の用途を記載してください。
  - ※ 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに当チーム職員にご連絡ください。
  - ※ 使用許可申請書の申請者、使用時間、試作の内容等について、事故の発生や機器の故障の危険性なども勘案して適当であると認められた時は、「使用許可書」を発行します。

## 4. 使用料

- ・ 使用する機器の種類と時間に応じた使用料が発生します。
- ・ 後日郵送する「納入通知書」により、期日までにご入金ください。
  - ※ 以下に該当する場合、使用料の全部または一部を免除できる場合があります。詳細は職員にお問い合わせください。
    - ① 国又は地方公共団体が公益のために使用する場合
    - ② 公益を目的とする団体が県内産業の振興を図るために使用する場合

## 5. 注意事項

以下の注意事項を承知、遵守のうえ、水産加工公開実験棟の機器を使用してください。

- (1) 職員の指示には必ず従うこと。
- (2) 原料、消耗品等は使用者が用意すること。
- (3) 水産加工公開実験棟の機器を使用して製造した試作品は販売しないこと。
- (4) 水産加工公開実験棟の機器は棟外に持ち出さないこと。
- (5) 使用にあたっては安全確認を十分に行い、作業終了後は機器の洗浄及び施設の清掃等を行い、職員の確認を受けること。
- (6) 施設又は機器類を損傷又は滅失した場合は、直ちに職員に報告するとともに、所長の指示に従って原状に復すること。
- (7) 使用者の責めに帰すべき理由により、使用者及び使用者以外の者が被った人的及び物的被害については、使用者が賠償の責を負うこと。
- (8) 使用者が許可された機器を使用中であっても、以下のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消す場合があること。
  - ① 使用者が許可を受けた機器類を目的外に使用したとき
  - ② 使用者が許可を受けた機器を善良な管理者の注意をもって使用しなかったとき
  - ③ 県の規程等又は職員の指示に従わなかったとき
  - ④ 県が公用もしくは公共用に供するため必要が生じたとき

【お問い合わせ】 宮城県水産技術総合センター 水産加工開発チーム

〒986-0022 宮城県石巻市魚町2丁目2-3(水産加工公開実験棟)

TEL:0225-93-6703 FAX:0225-23-3213

e-mail : skakoken@pref.miyagi.lg.jp

URL : <https://www.pref.miyagi.jp/site/gaiyou/kakoukaihatu-gyoum.html>



※お問い合わせは、8:30~17:15の間、受け付けております。